

竹島問題について歴史的事実と道理に立った冷静な外交による解決 を求める意見書

8月10日、韓国の李明博大統領が島根県竹島（韓国名・独島）に行くなど、領土問題を巡って、日本と韓国の緊張を激化させ、関係を悪化させるような発言や行動が続いている。いま大切なことは、緊張を高める言動は慎むべきであり、冷静な外交交渉によって解決することである。

竹島は、日本人にも古くから「松島」として知られ、文献に表れていた。1905年、竹島アシカ猟に従事していた隠岐島の中井養三郎氏から10年間の貸し下げが出されたのを受け、日本政府は、同年1月の閣議決定で同島を日本領として島根県に編入した。竹島は、それ以来日本領とされてきた。51年のサンフランシスコ平和条約第2項a項も、竹島を朝鮮に対して放棄する島の中に含めていない。このような経過から、竹島の日本の領有権の主張には歴史的にも国際的にも根拠がある。

現在の韓国の実効支配は、52年に竹島を囲い込む境界線を設定し、54年に常駐守備隊を配備して占拠するようになった。

一方、日本が竹島を編入した時期と、日本が韓国を植民地にしていった時期が重なっているという問題がある。1904年には第1次日韓協約が結ばれ、韓国は事実上外交権を奪われ、異議申し立てができない状況だった。その翌年、竹島は日本に編入され、1910年には韓国併合条約が結ばれている。

竹島問題の解決のためには、日韓両国政府が冷静な話し合いのテーブルに着くことである。そのためには、日本が韓国に対する過去の植民地支配の不法性と誤りを認めることである。その上で、歴史的事実に基づいて問題の解決を図るべきである。

よって、町田市議会は、政府に対して、竹島問題について歴史的事実と道理に立った冷静な外交による解決を求めるものである。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出する。